

【宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金 Q & A】

【共通】法人、個人事業者の方両方対象

【法】法人の方対象

【個】個人事業者の方対象

(1) 制度全般について

①事業の概要は何か。【共通】

回答

長引くコロナ禍において、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇に直面している市内事業者の事業継続支援を目的とし、売上が減少しているものの、国の事業復活支援金の対象にならない小規模事業者等に対して、市が独自に一時支援金を給付するものです。

②給付額はいくらか。【共通】

回答

一律10万円です。申請は1事業者につき、一度限りです。

③何故売上減少率が10%以上30%未満減少している場合が対象なのか。【共通】

回答

売上減少率が30%以上の場合、国の事業復活支援金の対象となっていたためです。本一時支援金の制度は、国や県の支援策の対象とならない小規模事業者等の支援を目的としています。

④国の事業復活支援金と重複して受給できるのか。【共通】

回答

事業復活支援金を受給した又は受給する予定の場合は、本一時支援金の申請はできません。本一時支援金の制度は、国や県の支援策の対象とならない小規模事業者等の支援を目的としているためです。

⑤申請期間はいつからいつまでか。【共通】※10月24日修正

回答

申請期間は、令和4年8月1日（月）から12月28日（水）までで、原則レターパックでの郵送とし、一時支援金事務局に12月28日（水）必着とします。提出期限日が迫っている場合は、宝塚商工会議所内の一時支援金事務局窓口への直接の提出をお願いします。また、申請期間を過ぎた提出は、特段の事情がない限り一切認めません。

- ⑥事務局の開設期間はいつからいつまでか。【共通】※10月24日修正

回答

本事業は、宝塚市が宝塚商工会議所に事務局機能を委託して実施しています。事務局開設期間は、令和4年8月1日（月）から令和5年1月31日（火）までの予定です。なお、お問合せ時間は平日9：00～17：00です。

- ⑦申請をしてからどのくらいで支援金が振り込まれるのか。【共通】

回答

申請書類や内容に不備がなければ、市から給付決定通知書を送付します。給付決定通知日から約一か月程度で振り込みができる予定ですが、申請件数が多数に及ぶ場合はお時間をいただくことがあります。

なお、申請書類提出後、不備の修正や追加書類の提出を期日までに対応していただけない場合は不給付の決定をする場合がありますのでご注意ください。

- ⑧申請内容等について、事務局から連絡はあるのか。【共通】

回答

申請内容について、審査過程において疑義が生じた場合は追加の提出書類を求め、又は電話によるヒアリングをさせていただくことがありますので、その際にご対応願います。ご対応いただけない場合、審査が不可能となり、不給付となりますのでご了承願います。

- ⑨兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していたが、本一時支援金の受給資格はあるか。【共通】

回答

本一時支援金は、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇に直面している市内事業者の事業継続支援を目的しているため、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していた方も、本一時支援金の受給資格があります。

- ⑩どの業種でも申請できるのか。【共通】

回答

各給付対象者要件に該当していれば業種は問いません。

- ⑪窓口での本人以外（法人の場合代表者以外）の代理申請は可能か。【共通】

回答

可能です。代理申請に来られる場合は、写真付きの身分証明証等の提示をお願いいたします。

- ⑫今回の一時支援金は、確定申告の際、どのように申告すればよいのか。【共通】

回答

確定申告書上、事業収入に加算するものとし、課税対象となりますが、詳しくは確定申告の際、税務署へお問い合わせください。

(2) 対象者及び対象要件について

- ①「2021年11月～2022年3月までの任意の1ヵ月の売上高に係る売上減少率が、2018年11月から2021年3月までの同月と比べて10%以上30%未満減少していること小規模事業者又は個人事業者」とあるが、個人事業者の場合で、白色申告の場合はどのように月別の比較をすればよいか。【個】

回答

青色申告をされている個人事業者の場合、2021年11月～2022年3月までの任意の1ヵ月の売上高に係る売上減少率が、2018年11月から2021年3月までの同月と比べて10%以上30%未満減少していることが要件となりますが、白色申告で所得税の確定申告書類に月別売上（収入）を記載した書類がない場合につきましては、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2019年又は2020年の月平均（年間売上高×1/12）の売上高と比べて10%以上30%未満減少していることとします。

- ②「2022年1月から6月までの任意の1ヵ月と、2021年1月から6月までの同月について、光熱費や原材料費を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること。」とあるが、どのような資料を提出したらよいか。【共通】

回答

申請時に提出いただく、宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金 光熱費・原材料費等に係る費用比較書（様式第2号）におきまして、原材料費や輸送料等、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費の上昇による事業への影響を及ぼしている項目を1つ選び、その項目に係る伝票や台帳等の写しを添付願います。

なお、伝票や台帳等が手元に残っていない場合は、光熱費の項目を選択してください。光熱費につきましては、令和4年1月以降高騰していることが明らかであるため、伝票や台帳等の写しは不要としています。

- ③2022年1月から6月までの任意の1ヵ月と、2021年1月から6月までの同月について、光熱費や原材料費を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることの条件は満たすが、売上減少率の要件を満たしていない。この場合、本一時支援金の対象となるか。【共通】

回答

大変申し訳ございませんが、対象とはなりません。2つの要件を満たしていることが必要となるため、本ケースの逆の場合も対象とはなりません。

- ④宝塚市内又は市外に複数の事業所があるが、常時雇用する従業員数にはそれらの人数も含めるのか。【共通】

回答

含めます。法人全体又は個人事業全体としての従業員数を計上して下さい。

- ⑤常時使用する従業員数にパートやアルバイトも含めるのか。【共通】

回答

フルタイム勤務の者や雇用期間の定めのない者、一定期間を超えて雇用される者でもその雇用期間の反復更新がある者は原則として含めるものとします。なお、シフト勤務のパート・アルバイト、日雇い、2カ月以内の勤務、4カ月以内の季節労働、試用期間中の者については、除外とします。

- ⑥宝塚市内において本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置しているとは具体的な要件はあるのか。【共通】

回答

法人にあっては、本社又は本社機能のある事業所のことです。本社機能とは、「法人の経営意思決定部門、総務・経理・人事等の各種業務統括部門が存在する事業所」を指します。また、主たる事務所、営業所、店舗等については、法人内において、本社に準ずる機能がある、売上額や拠点数の半数以上を占めている等が確認できることを言います。

個人事業者においては、自身が代表として営む主要事業所（事務所、営業所、店舗等）のことで、市内での売上額が半数以上を占めている等が確認できることを言います。

- ⑦法人ですが、登記上の本社は宝塚市外です。給付対象となるか。【法】

回答

登記上の本社が宝塚市外でも、本社機能や主たる事務所等が実態として市内にある場合は対象となります。なお、本社機能又は主たる事務所等が確認できる資料として、事業所の外観写真やホームページやパンフレット等に本社として所在地が明記されている資料を任意でご提出ください。

- ⑧個人事業者で、主たる事務所等は宝塚市内にありますが、住民票上の住所が市内にありません。本一時支援金を受給できるのか。【個】

回答

宝塚市内で営んでいる店舗等が主たるものである場合は給付対象となります。

また、逆に個人事業者の方で、住民票上の住所は宝塚市内であっても、主たる店舗等が市外の場合は給付対象外となります。

※店舗等を持たないいわゆるフリーランスの個人事業者の場合は、宝塚市内に住民登録がなければ給付対象外となります。

⑨医療法人は申請可能なのか。【法】

回答

本一時支援金につきましては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小事業者かつ小規模事業者又は個人事業者の方を対象としますので、社会福祉法人、医療法人及び特定非営利活動法人等は対象外となります。詳細は、本一時支援金申請要領の3 対象者 をご確認ください。なお、個人開業医で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小事業者かつ個人事業者に該当する方であれば、本一時支援金の対象となります。

⑩市内で複数の店舗を営んでいるが、それぞれ申請できるのか。【共通】

回答

店舗ごとの申請はできません。法人・個人事業者とも、事業者ごとの申請となりますので、1回限りの申請となります。

⑪既に廃業しているが、2021年3月1日現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少していた。この場合、本一時支援金の給付申請をしてもよいか。【共通】

回答

本一時支援金の目的が、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇に直面している市内事業者の事業継続支援となっていること、又本一時支援金給付後も事業を継続する意思があることが給付要件となるため、申請日時点で廃業している場合は給付対象とならないため申請できません。

⑫主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している者とはどういうものか。【個】

回答

基準期間（2021年11月から2022年3月）と比較対象期間（2018年11月から2021年3月）において、雇用契約によらない報酬や雑所得を主たる収入として事業を行う者を言います。他の収入がある場合（譲渡所得や一時所得を除く）、他の収入のそれぞれと比較してひとつでも他の収入が多い場合は要件に該当しません。

例1：該当の場合

公的年金 140 万円、事業に基づく雑収入 100 万円、事業に基づく給与収入 80 万円
公的年金 140 万円 < 事業に基づく雑収入及び給与収入の合計 180 万円（100 万円＋80 万円）

例2：非該当の場合

公的年金 140 万円、事業に基づく雑収入 50 万円、事業に基づく給与収入 40 万円
公的年金 140 万円 > 事業に基づく雑及び給与収入の合計 90 万円（50 万円＋40 万円）

- ⑬株式売買で生計を立てているが、個人事業者として給付対象となるか。【個】

回答

株式売買での収入は、業務委託契約にて収入を得ていないので、フリーランスとは言えず対象とはなりません。事業収入として申告されている場合は事務局へ別途ご相談ください。

- ⑭不動産収入で生計を立てているが、個人事業者として給付対象となるか。【個】

回答

確定申告で事業収入として計上されている場合は対象となります。不動産収入や雑収入として計上されている場合は対象外となります。

- ⑮歩合報酬等で働いていますが給付対象となるか。【個】

回答

保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告で事業収入として計上されている場合は対象となります。ただし、被雇用者である場合、例えば、企業等の間に基本的な雇用関係があり、確定申告を給与収入等で計上されている場合は対象なりません。

- ⑯市税を分納しています。給付対象になりますか。【共通】

回答

納期到来分を納付されている場合は対象となります。

- ⑰「ただし、2021年3月2日以降に開業した者又は宝塚市内に住民登録を有する者」とあるが、どのような場合に該当するのか。【共通】※10月24日追加

回答

- ・2021年3月2日以降に開業された事業者
- ・2021年3月1日以前より開業されていた事業者のうち、宝塚市内に住民登録を有する個人事業者で、以下の場合に該当となります。なお、法人の場合は事務局へ一度ご相談ください。

「売上減少率要件」

2021年11月～2022年3月までの任意の1カ月の売上高に係る売上減少率が、2018年11月から2021年3月までの同月と比べて10%以上30%未満減少していない事業者で、2021年3月から2022年9月までの任意の1カ月の売上高にかかる売上減少率が、当該任意月の直近3ヶ月の平均売上高と比べて10%以上30%未満減少している場合

「光熱費や原材料費比較要件」

2022年1月から6月までの任意の1ヵ月と、2021年1月から6月までの同月について、光熱費や原材料費を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できない事業者で、2022年3月から9月までの任意の月と、2021年3月から9月までの同月について、光熱費や原材料

費等を比較し原油価格高騰や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることの比較ができる場合

(3) 申請方法について

- ①2018年～2021年のいずれかの比較対象月が属する年の確定申告書の写しを提出できない場合は、どうしたらよいか。【共通】

回答

原則として確定申告書の控えの写しが必要ですが、合理的な理由により確定申告書の写しが提出できない場合は、下記の書類の提出をお願いします。それでもなお、提出が困難な場合は、事務局へ個別にご相談ください。

法人の場合 ア+イの提出

- ア 提出できない事業年度の1事業年前の法人税確定申告書別表1-1及び法人事業概況説明書の控え（いずれも収受日付印が押印されたもの）の写し
- イ 売上台帳又は試算表帳簿の写し等、月次の事業収入を証明できる任意の書類

個人の場合 ア+イの提出

- ア 提出できない事業年度の1事業年前の所得税確定申告書第1表の写し（収受日付印の押印されたもの）
- イ 売上台帳又は試算表帳簿の写し等、月次の事業収入を証明できる任意の書類

- ②証拠書類等を提出できない合理的理由とはどういうものか。【共通】

回答

災害や火災などにより証拠書類等が消失している場合、税務署等から提出を免除されている、確定申告は済んでいるが税理士から控えを受け取るまでに時間を要する等の場合を想定しています。

- ③2021年3月1日以前より個人で事業を行っていたが、2021年6月に法人化した。この場合は2021年3月2日以降に開業した者となるのか。【法】

回答

2021年3月2日以降に開業した法人として申請いただくことも可能ですし、個人事業者から法人成りされた際の事業の連続性が任意の書類により確認できれば、現在法人であっても個人事業者として申請していただくことも可能です。

- ④個人事業者で確定申告書類に収受日付印がない（e-Taxの場合、受付日付印がない）場合、どうすれば良いか。【個】

回答

原則、国税庁が発行する当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を添付してください。なお、「納税証明書（その2所得金額用）」が発行できない場合は、原則市

役所が発行する住民税の「課税証明書（年度に注意してください。例えば2019年の確定申告の内容を証明するのは2020年度の課税証明書になります）」または「非課税証明書」を添付してください。

⑤振込口座は代理人の口座でもよいか。【共通】

回答

不可です。個人事業者においては申請人本人の口座に限ります。法人にあつては法人名義の振込先口座（法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座）に限ります。

⑥ネットバンクのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すればよいですか。【共通】

回答

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できる画面のスクリーンショット（画面画像）等を印刷して提出下さい。

⑦法人の場合、法人名義の口座が用意できない場合はどうすればよいか。

回答

法人名義の口座がない場合は、代表者名義の口座でも構いません。

⑧申請書類を事務局から郵送してもらえないのか。【共通】

回答

申請書の郵送依頼は原則受付できませんので、配布場所までお越しいただくか、市ホームページからのダウンロードをご検討ください。特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼っていただき、宝塚商工会議所または宝塚市商工勤労課まで請求ください。

⑨申請書類はパソコンでの入力でもよいか。【共通】

回答

パソコンで入力可能な箇所は入力していただいてもかまいません。ただし、様式第1号の一時支援金給付申請書兼請求書の宣誓・同意事項部分については、原則自筆での署名をお願いいたします。なお、宣誓・同意事項部分をパソコンで入力された場合は、認印の押印依頼を事務局より連絡させていただきます。

⑩郵送申請は、普通郵便で送付してはいけないのか。【共通】

回答

個人情報が含まれますので、信書を送れ、追跡ができるレターパックライトやレターパックプラスなどの方法で郵送してください。また、簡易書留での郵送は可とします。なお、普通郵便で送付された場合、事務局への到達確認はご遠慮ください。

- ⑪個人事業者で事業所がある。所在地を確認する書類で、店舗を自宅の一部としており、看板は出している。何を提出したら良いか。【個】

回答

営業実態が確認できる書類（屋号などが確認できる事業所や店舗の外観写真やパンフレット等）を提出して下さい。

- ⑫フリーランスとして確定申告も行っているが、被扶養者は給付対象外となっている。被扶養者とはどのような人が該当するのか。【個】

回答

本一時支援金は、主たる収入源として事業活動をされており、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を、確定申告における主たる収入として、雑所得又は給与所得の収入により確定申告されている方が対象です。

このため、フリーランスとして確定申告を行っておられる場合でも、ご家族等の収入で生計を維持されている方は対象外となります。被扶養者であるかどうかは、原則として国民健康保険証をお持ちかどうかで判断しますが、国民健康保険証をお持ちの方でも、ご家族等の収入で生計を維持されている方は対象外となります。

（４）その他

- ①不給付の通知は送付されるのか。【共通】

回答

審査の結果、要件を満たしていない場合は、不給付決定通知書を送付します。また、審査のため、事務局より申請内容についてご連絡を差し上げることがありますが、ご対応いただけない場合、審査が行えず、不給付となる可能性があることご承知おき願います。

- ②審査状況を教えてほしい。【共通】

回答

個別に審査状況をお伝えすることはできません。ただし、申請書類送付後、2カ月以上たっても、給付決定通知、不給付決定通知又は事務局より一度も連絡がない場合は事務局へお問い合わせください。